

議第 1 号

京丹後産飲料による乾杯条例の制定について

京丹後産飲料による乾杯条例を別記のように定める。

京丹後市議会議長 中 野 勝 友 様

令和 8 年 3 月 2 7 日提出

提出者 京丹後市議会 議会運営委員会委員長 谷 津 伸 幸

提案理由

本市の豊かな食文化と地域資源である京丹後産飲料の普及・地産地消の推進を図り、地域産業の持続的な発展と食文化の次代への継承に寄与することを目的とするため、条例を制定するものである。

(別記)

## 京丹後産飲料による乾杯条例

(前文)

京丹後市は、古代より大陸との交流を通じて酒造りをはじめとする多様な技術が伝わり、豊かな自然に育まれた食材とともに、独自の食文化を築き上げてきた。「日本の伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、伝統的な酒造りが持つ文化的価値が再認識される中、平成28年には「京丹後『食の王国』のまちづくり宣言」が議会で決議されるなど、地域の食文化を活かした地域・観光振興が進められている。本市で製造される日本酒、焼酎、ビール等の酒類や、豊かな農産物を活用したジュース、乳飲料、茶等の飲料は、作り手の情熱と地域の風土が凝縮された貴重な地域資源である。私たちは、これらの京丹後産飲料を「乾杯」という人と人とをつなぐ身近な行為を通じて普及させ、地産地消を推進するとともに、地域の食文化への理解と愛着を深め、次代へ継承していく必要がある。ここに、市、事業者及び市民が一体となって、京丹後産飲料による乾杯の習慣を広め、地域産業の持続的な発展と豊かな食文化の継承に寄与するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、京丹後産飲料による乾杯を促進することにより、京丹後産飲料の普及及び地産地消の促進を図り、もって地域産業の振興、食文化の継承及び発展並びに地域への愛着の醸成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「京丹後産飲料」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内で製造された酒類（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条第1項に規定する酒類をいう。以下同じ。）及び清涼飲料水その他の飲料
- (2) 市内で生産された農林水産物を原材料として使用し、製造された酒類及び清涼飲料水その他の飲料

2 この条例において「事業者」とは、京丹後産飲料に関係する生産、製造、販売又は提供を行う者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、京丹後産飲料による乾杯の促進及び京丹後産飲料の普及に必要な施策を総合的に実施するよう努めるものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、必要に応じて国、京都府、事業者及び関係団体と緊密な連携を図るものとする。  
(事業者の役割)

第4条 事業者は、京丹後産飲料による乾杯及びその促進に努めるものとする。

2 事業者は、京丹後産飲料の品質の向上及び新たな商品の開発に努めるものとする。  
(市民の協力)

第5条 市民は、京丹後産飲料による乾杯の促進に関する取組に協力するよう努めるものとする。  
(個人の嗜好等の尊重)

第6条 市、事業者及び市民は、乾杯に関して各個人の意思及び嗜好を尊重するものとする。

2 市、事業者及び市民は、酒類の摂取による健康障害に配慮するものとする。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 議会は、必要に応じて所要の措置を講ずるものとする。